## 議決権行使方法の手段・回収の手段・組合員の確認(登記簿謄本の変更)

現状	変更後	変更理由
第52条(議決権)	第52条 (議決権)	
1. 組合員は、その所有する住戸及び店舗1	1. 組合員は、その所有する住戸及び店舗1	
戸につき1個の議決権を有する。	戸につき1個の議決権を有する。	
2. 住戸及び店舗1戸につき2以上の組合員	2. 住戸または店舗の1戸が数人の共有に属	標準管理規約に準ずる
が存在する場合にはこれらの議決権の行使に	する場合、その議決権の行使については、こ	
ついては、あわせて一の組合員とみなす。	<u>れら共有者を</u> あわせて一の組合員とみなす。	
3. 前項により一の組合員とみなされる者	3. 前項により一の組合員とみなされる者	
は、議決権を行使する者1名を選任し、その	は、議決権を行使する者1名を選任し、その	
者の氏名をあらかじめ総会開催までに理事長	者の氏名をあらかじめ総会開催までに理事長	
に届け出なければならない。	に届け出なければならない。	
4. 組合員は書面または代理人によって議決	4. 組合員は書面または代理人によって議決	
権を行使することができる。	権を行使することができる。	
5. 組合員が代理人により議決権を行使しよ	5. 組合員が代理人により議決権を行使しよ	標準管理規約に準ずる
うとする場合において、その代理人は、当該	うとする場合において、その代理人は、 <u>以下</u>	
組合員と同居する者、他の組合員もしくはそ	の各号に掲げる者でなければならない。	
の組合員と同居する者、または、当該組合員	一 その組合員の配偶者又は一親等の親族	
の <u>住戸を借り受けた者</u> でなければならない。	二 その組合員の住戸に同居する親族	
	三 他の組合員	家族信託の受託者の追加
	四 家族信託の受託者など	家族信託を利用した場合は、
	注)信託を選ぶか、後見人を選ぶか、代理人の選定は個人と	所有者が家族信託の受託者と
	その家族の問題である。(管理組合の紹介する弁護士等に相	なるため、受託者により書面
	談して決めることもできる。)	のよる議決権行使がなされる
	または、当該組合員の <u>住戸を借り受けた者</u>	賃借人は除外する。
	(削除)	
6. 代理人は、代理権を証する書面を理事長	6. 代理人は、代理権を証する書面を理事長	※総会出席届·議決権行使書
に提出しなければならない。	に提出しなければならない。	(別紙:参考例を利用する)
※マニュアル(総会の円滑且つ適正化)	①提出期限に集計を行う	※提出者が少ない場合、特別
(1)回収方法	②区分所有者名簿と照合	決議が審議出来ない場合があ
※事前集計の重要である	③未提出者に督促を行う	る。
総会の成立、特別決議の審議に影響する	(フロアー担当理事による回収が望ましい)	
	④出席票に不備あれば修正を依頼	
	(③と同時)	
(2)総会当日について	①区分所有者名簿は、毎年の入居者名簿より	※出席者の確認は必要であ
※組合員の確認(重要)である。	更新を行う。	る。現在、問題となっている
総会は、組合員の出席が原則である。	②総会時の出席表と区分所有者名簿の照合を	事例は、区分所有者である配
代理人の場合でも、組合員による申請が必	行う。	偶者が亡くなられた場合、そ
要である。	③組合員変更届をしていない組合員がいれ	のままにしており、区分所有
	ば、組合員変更届を提出して頂く。	者変更届がだされていない区
	④合わせて登記簿謄本の変更も要請する。	分所有者が誰か判らなくなる
		ことを避ける。